

# 男女が多様な分野で活躍できる環境の整備

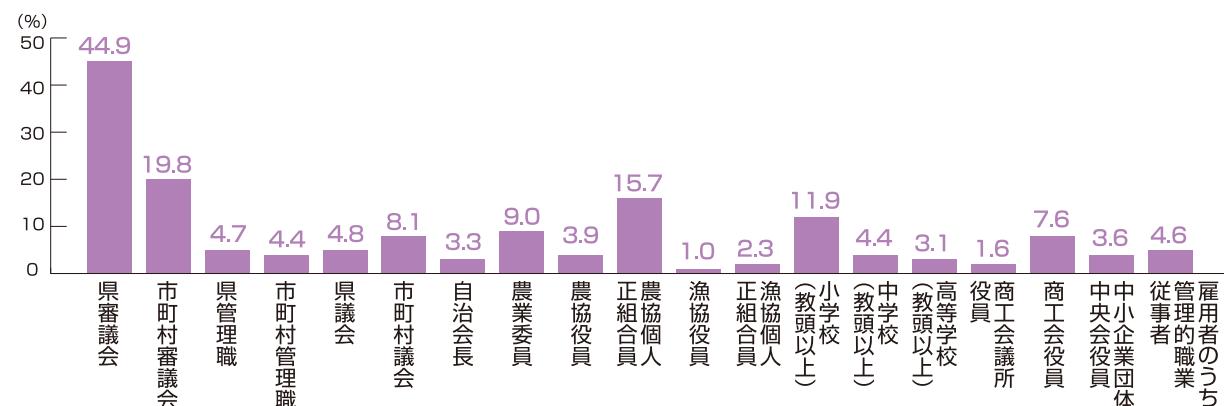
男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されていることが非常に重要です。

本県の女性の政策・方針決定過程への参画については、県の審議会等における女性委員の割合は全国でも高い水準ですが、それ以外の分野は低调であり、今後の取組を加速させる必要があります。

女性をはじめとする多様な人材がその能力を十分に発揮して様々な分野へ参画することは、将来にわたり活力ある社会を築いていく上で必要不可欠です。

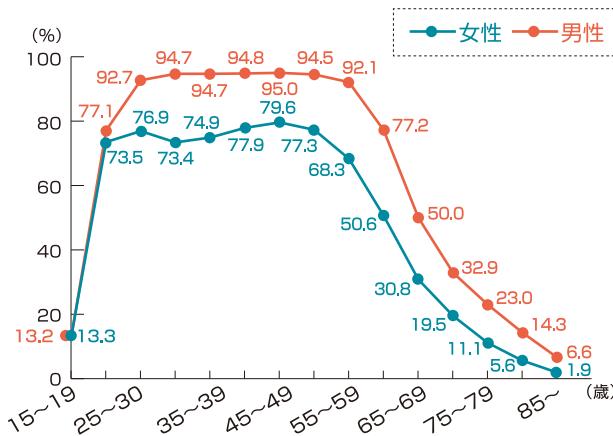
女性の政策・方針決定過程への参画促進や、女性のチャレンジ支援により女性の活躍の場を広げるとともに、家庭や職場、地域社会などで男女が共に支え合い、いきいきと暮らしていくよう、就業環境の整備や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現、地域における男女共同参画を促進し、男女が多様な分野で活躍できる環境の整備を進めていきます。

各分野における女性の参画状況(宮崎県)



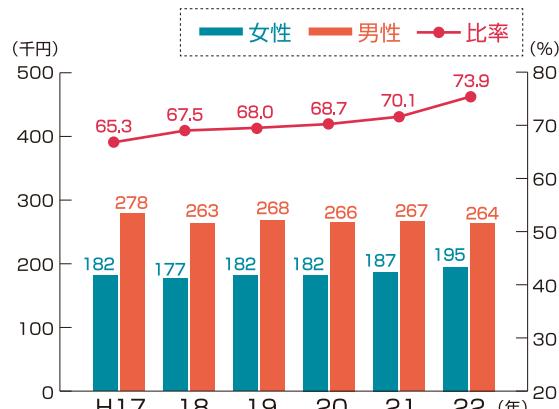
※注: 県審議会はH23.3.31現在、県管理職、市町村審議会、市町村管理職、自治会長はH23.4.1現在、市町村審議会は広域の審議会等を含まない数値  
県議会及び市町村議会はH22.12.31現在、農業委員はH23.7月現在、農協役員、農協個人正組合員は平成21年度末、  
漁協役員、漁協個人正組合員は平成22年度末、商工会議所役員はH23.7.1現在、商工会役員はH23.4.1現在、  
中小企業団体中央会役員はH23.6.1現在、小・中・高等学校(教頭以上)はH23.5.1現在  
雇用者のうち管理的職業従事者はH17.10.1現在の数値

男女別労働率(宮崎県)



※労働率…15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合  
資料: 総務省「国勢調査」(平成22年)

一般労働者の所定内給与額推移(宮崎県)



※比率は男性を100としたときの女性の数値  
※一般労働者とは短時間労働者以外の労働者  
資料: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

## 重点分野 ③ 社会における女性の活躍の場の拡大

### 施策・方針決定過程への女性の参画拡大

多様な考え方を生かした豊かで住みよい社会を築いていくため、県や市町村における各種審議会委員への女性登用を拡大するとともに、民間企業や各種団体等に対しても女性の参画促進を呼びかけます。また、県においても、意欲と能力のある女性職員の育成・登用に努めます。

### 女性のチャレンジ支援

社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮を支援するため、就職・再就職や起業、キャリアアップ、社会貢献などの女性のチャレンジを総合的に支援します。

### 女性の人材の育成と情報収集・整備

社会における女性の活躍の場を拡大するため、指導的役割を果たす女性リーダーを育成するとともに、幅広い分野からの人材情報を収集・整備します。

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
県の審議会委員に占める女性の割合	44.9%	22	50%	28
市町村の審議会委員に占める女性の割合	19.8%	22	30%	28
知事部局職員の副主幹ポスト職以上に占める女性の割合	8.7%	23	12.5%	28
教職員の教頭以上及び主要なポスト職(教務主任、生徒指導主任、保健主任、進路指導主任)に占める女性の割合	23.4%	23	25%	28
チャレンジ支援後、就職・起業した女性の数(累計)	63人	22	120人	28

## 重点分野 ④ 男女の平等な就業環境の整備

### 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の分野における実質的な男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法の履行やポジティブ・アクション\*についての普及啓発及び企業の取組の促進を図ります。

### 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

価値観やライフスタイル等に応じ、多様かつ柔軟な働き方を選択できるような労働環境の整備を進めるとともに、女性がライフサイクルの中で就業意欲と能力を十分に発揮することができるよう支援を行います。

### 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

女性の農林漁業経営や地域の方針決定過程への参画を促進するための啓発活動や研修等を実施するとともに、男女が対等な立場で働くための環境整備を推進します。

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
育児休業制度を就業規則に整備している事業所(従業員数10人以上)の割合	79.9%	22	100%	28
年次有給休暇の取得率	47.1%	22	58.4%	28
JA正組合員における女性の割合	18.0%	22	25%	28
農業委員に女性が登用されている市町村数	21市町村	23	26市町村	28
女性の認定農業者数	345人	21	580人	28
林家女性起業グループ数	3グループ	22	5グループ	28
漁村女性リーダー数(累計)	72人	22	86人	28

\*ポジティブ・アクション／様々な分野において、活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して、当該機会を積極的に提供することをいう。男女共同参画社会基本法では「積極的改善措置」として規定されている。

## 重点分野 ⑤ 男女の仕事と生活の調和

### 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

仕事と育児・介護等家庭の両立に関する意識啓発を進めるとともに、仕事と家庭生活を両立できるよう、育児・介護休業制度を取得しやすい条件整備や労働時間等を含む働き方の見直しなど、就業者が働き続けやすい環境の整備を進めます。

### 家庭・地域生活への男女の共同参画の促進

家庭や地域生活における様々な活動に男女が相互に協力して取り組むことができるよう、これまで参画の少なかった男性の家庭・地域生活への積極的な参画の促進を図ります。

### 多様なライフスタイルに対応した

### 子育て支援策の充実

多様な需要に対応した保育サービス等の充実、子育ての孤立感や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実に努めます。

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
「仕事と家庭の両立応援宣言」*を行う企業数	206企業	22	300企業	26
仕事よりも育児・プライベートの時間を優先したいと希望する県民の割合と現実に優先している県民の割合の差	28.5 ポイント	22	20 ポイント	26
多様な保育サービスを提供している保育所数	284か所	22	325か所	28
放課後児童クラブ(学童保育)*設置数	207か所	23	217か所	26
ファミリーサポートセンター*事業の実施市町村数	7市町村	23	13市町村	26
家庭教育支援ボランティア育成講座受講者数(累計)	329人	23	900人	28



\***仕事と家庭の両立応援宣言**／宮崎県が実施している取組で、企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と家庭の両立ができるような「働きやすい職場づくり」の取組を宣言してもらう制度。

\***放課後児童クラブ(学童保育)**／労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育を行う制度。

\***ファミリーサポートセンター**／サービスを提供したい者と受けたい者が会員になり、保育所への送迎や保育時間外の保育などを有償で行う相互援助組織。

## 重点分野 ⑥

## 地域における男女共同参画の推進

### 地域における男女共同参画の基盤づくり

男女共同参画が地域に暮らす人々にとって身近なものとなるよう、市町村における男女共同参画の推進体制を整備するとともに、地域で男女共同参画の活動を行う人材への支援を行います。

### 地域づくり、観光、環境の分野における

### 男女共同参画の推進

地域づくり、観光、環境の分野において、女性の視点や能力を十分反映することができるよう、人材育成やネットワークづくりの支援を促進します。

### 防災の分野における男女共同参画の推進

東日本大震災などの大規模災害の発生時における、避難所運営や生活用品等の備蓄などについては、女性に対する配慮が十分でなかったことに伴う問題など、様々な課題が生じているところです。

これらの状況も踏まえ、災害時の被災者支援における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点からの配慮がなされるよう、男女共同参画の視点を取り入れた対策の整備を進めます。また、地域防災活動への女性の参画を促進します。

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
庁内推進会議設置市町村の数	14市町村	23	20市町村	28
男女共同参画計画策定市町村の数	12市町村	23	20市町村	28
男女共同参画の推進を活動分野とするNPO法人数	50法人	23	60法人	28
地域づくりネットワーク協議会加入団体数	178団体	22	200団体	26
自治会長に占める女性の割合	3.3%	23	10%	28
自主防災組織*率	63.5%	21	80%	28



\***自主防災組織**／災害対策基本法第5条の2において規定されており、住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は自ら守る」という考え方たち、自主的にそれぞれの地域での防災活動を行う組織。自治会、町内会、青年団、婦人会などの地域活動組織を生かして結成されるのが一般的。